

船橋市議会傍聴規則の一部を改正する規則（案）

船橋市議会傍聴規則（昭和57年船橋市議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(傍聴人の定員)	(傍聴人の定員)
第3条（略）	第3条（略）
<u>2 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難い場合は、同項の規定にかかわらず、議長が別に定員を定めることができる。</u>	
(傍聴席に入ることができない者)	(傍聴席に入ることができない者)
第10条（各号列記以外の部分略）	第10条（各号列記以外の部分略）
(1) 銃器その他 <u>危険な物</u> を持っている者	(1) 銃器その他 <u>危険物</u> を持っている者
(2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者	(2) <u>張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさ等を持ってい</u> る者
(3) 酒気を帶びていると認められる者	
(4) 前3号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者	(3) <u>笛、ラッパ、太鼓その他の楽器を持つ</u> ている者
	(4) 酒気を帶びていると認められる者
	(5) <u>異様な服装をしている者</u>
	(6) <u>前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を持つている者</u>
2 議長は、必要があると認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。	2 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人に対し係員をして、前項第1号から第3号までに規定する物品を持っているか否かを質問させることができる。
3 (略)	3 (略)
(傍聴人の守るべき事項)	(傍聴人の守るべき事項)
第11条（各号列記以外の部分略）	第11条（各号列記以外の部分略）
(1) 静粛にすること。	(1) <u>議場における言論に対して拍手その</u>

(2) 議場における言論に対して拍手その他
の方法により公然と可否を表明し、又
は議場に現在する者に対して示威的行
為をしないこと。

(3) 携帯電話端末その他音を発する機器
は、電源を切り、又は音を発しない状態
にし、かつ、使用しないこと。ただし、
議長の許可を得たときは、音を発しない
状態にして使用することができる。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) 前各号に定めるもののほか、議場の
秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の
迷惑となるような行為をしないこと。

(写真の撮影、録音、録画、放送等の制限)
第12条 傍聴人は、傍聴席において写真の
撮影、録音、録画、放送等をしてはなら
ない。ただし、特に議長の許可を得た者は、
この限りでない。

(傍聴人の退場)

第13条 傍聴人は、秘密会を開く議決があ
ったときは、直ちに退場しなければなら
ない。

(係員の指示)

第14条 傍聴人は、全て係員の指示に従わ
なければならない。

(違反に対する措置)

第15条 法第130条第1項及び第2項に定め
るものを除くほか、傍聴人がこの規則に違
反するときは、議長はこれを制止し、その

他の方法により公然と可否を表明しな
いこと。

(2) 論議し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立
てないこと。

(3) ヘルメット、はち巻、腕章、たすき、
リボン、ゼッケン等を着用する等示威的
行為をしないこと。

(4) 帽子、外とう、えり巻等を着用しない
こと。ただし、病気その他の理由により
議長の許可を得たときは、この限りでな
い。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) みだりに席を離れないこと。

(7) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる
ような行為をしないこと。

(8) 前各号に定めるもののほか、議場の
秩序を乱し、又は会議の妨害となるよう
な行為をしないこと。

(写真撮影、録音等の制限)

第12条 傍聴人は、傍聴席において写真、映
画等を撮影し、又は録音等をしようとする
ときは、あらかじめ議長の許可を得なけれ
ばならない。

(傍聴人の退場)

第13条 傍聴人は、秘密会を開く議決があ
ったときは、速やかに退場しなければなら
ない。

(係員の指示)

第14条 傍聴人は、すべて係員の指示に従
わなければならない。

(違反に対する措置)

第15条 法第130条第1項及び第2項に定め
るものを除くほか、傍聴人がこの規則に違
反するときは、議長はこれを制止し、そ

命令に従わないときは、これを退場させる
ことができる。

第1号様式

(略)

裏

注意事項

- 1 (略)
- 2 (略)
 - (1) 静粛にすること。
 - (2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
 - (3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にし、かつ、使用しないこと。ただし、議長の許可を得たときは、音を発しない状態にして使用することができる。
 - (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (5) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- 3 傍聴される方は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしようとするときは、あらかじめ議長の許可を得なければなりません。
- 4 (略)

の命令に従わないときは、これを退場させ
ることができる。

第1号様式

(略)

裏

注意事項

- 1 (略)
- 2 (略)
 - (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 論議し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと。
 - (3) ヘルメット、はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン等を着用する等示威的行為をしないこと。
 - (4) 帽子、外とう、えり巻等を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りではありません。
 - (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (6) みだりに席を離れないこと。
 - (7) 不体裁な行為又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。
 - (8) そのほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 3 (略)

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。